

参考資料

策定の経過

1. 田原市立地適正化計画策定委員会（平成30年度）

1) 開催の経緯

第1回（平成30年9月25日）場所：田原市役所 北庁舎 3階300会議室

- (1) 会長の選任について
- (2) 委員自己紹介
- (3) 田原市立地適正化計画について（案）
 - ・立地適正化計画の概要
 - ・都市構造の現状分析と課題の整理
 - ・立地適正化に関する基本的な方針
- (4) 策定スケジュールについて

第2回（平成30年11月22日）場所：田原市役所 北庁舎 1階大会議室

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・第1回会議からの修正事項
 - ・居住誘導区域（設定方針・範囲）について
- (2) その他

第3回（平成31年1月22日）場所：田原市役所 北庁舎 3階300会議室

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・第1回第2回会議からの修正事項
 - ・都市機能誘導区域（設定方針・範囲）について
 - ・誘導施設について
 - ・公共交通ネットワークについて
- (2) その他

第4回（平成31年3月8日）場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・これまでの会議からの修正事項
 - ・実現化に向けて
- (2) その他

2) 設置要綱

田原市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、田原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の策定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民又は各種団体若しくは事業者の代表者若しくはその指名する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、第1項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から立地適正化計画案の策定の日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は必要が生じたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び資料等の扱い)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議並びに会議に関する資料及び議事録（以下「資料等」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、円滑な議事運営等に支障が生じると認められる場合においては、会長又は委員の発議により出席した委員の過半数で決したときは、会議又は資料等を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、立地適正化計画の策定の日限りでその効力を失う。

(会議の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、会長又は職務代理者が置かれていないときは、市長が会議を招集するものとする。

3) 策定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	浅 野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
各種団体	白 井 英 俊	田原市商工会 事務局長補佐
	森 下 近 生	渥美商工会 事務局長
	花 井 良 枝	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 総務課障害福祉係長
	杉 浦 拓	田原中部校区コミュニティ協議会 副会長
	川 崎 政 夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問
	彦 坂 辰 夫	赤羽根地区まちづくり推進委員会 委員
交通事業者	清 水 孝 彦	豊鉄バス株式会社 営業企画課長
行政	岡 田 利 幸	田原市都市整備部 部長
オブザーバー	片 山 貴 視	愛知県建設部都市計画課 課長

2. 田原市立地適正化計画策定庁内検討会議（平成29・30年度）

1) 開催の経緯

第1回（平成29年12月22日）場所：田原市役所 北庁舎 1階大会議室

- (1) 立地適正化計画について
- (2) 庁内検討会議の目的・今後のスケジュールについて
- (3) 立地適正化計画基礎調査業務について

第2回（平成30年2月20日）場所：田原市役所 北庁舎 3階302会議室

- (1) 都市が抱える課題について
- (2) 目指すべき都市の骨格構造について
- (3) 誘導施設の検討について

第3回（平成30年3月20日）場所：田原市役所 南庁舎 4階政策会議室

- (1) 都市構造の課題、目標とする都市構造と誘導施設について
- (2) 誘導区域設定の方針について
- (3) 公共交通に関する方針について

第4回（平成30年12月7日）場所：田原市役所 北庁舎 3階300会議室

- (1) 計画の策定状況について
- (2) 都市機能誘導区域の設定について
- (3) 誘導施設の設定について
- (4) 誘導施策について

2) 庁内検討会議構成員

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	企画部 人口増企画室長
総務部 総務課長	健康福祉部 高齢福祉課長	健康福祉部 地域福祉課長
健康福祉部 子育て支援課長	健康福祉部 健康課長	産業振興部 農政課長
産業振興部 商工観光課長	建設部 建設企画課長	都市整備部 街づくり推進課長
都市整備部 建築課長	水道部 下水道課長	教育部 教育総務課長
教育部 生涯学習課長		

3. 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（令和5年度）

1) 開催の経緯

第1回（令和5年8月10日） 場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

- ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
- ・委員長選出
- ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
- ・将来人口について
- ・災害リスクの分析と課題の整理について

第2回（令和5年10月12日） 場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

（都市計画マスタープラン）

- ・都市づくりの課題及び都市づくりの理念と目標について
- ・土地利用フレーム（住宅地）について
- ・将来の都市構造について

（立地適正化計画）

- ・居住誘導区域等の設定（素案）について

第3回（令和5年11月6日） 場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

（都市計画マスタープラン）

- ・将来人口及び将来市街地の考え方について
- ・土地利用の方針等について

（立地適正化計画）

- ・防災・減災対策について

第4回（令和5年12月21日） 場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

（都市計画マスタープラン）

- ・土地利用の方針等について

（立地適正化計画）

- ・誘導施設について
- ・誘導施策について
- ・目標の設定について

第5回（令和6年2月7日） 場所：田原市役所 南庁舎 6階講堂

- ・一部改定（案）について

2) 設置要綱

田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の定数及び選任)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 職務代理者 1人

2 委員長は、委員の互選とする。

3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。

3 委員会は、委員（その代理者を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

3) 策定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	浅 野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
	◎ 杉 木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授
各種団体	今 泉 隆 一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長
	中 川 博 文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長
	山 本 五 夫	福江校区コミュニティ協議会 会長
	木 村 敏 和	清田校区コミュニティ協議会 会長
	斎 藤 健 司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)
	小 野 全 子	公益社団法人 愛知建築士会
交通事業者	荒 島 丈 博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長
行政機関	伊 藤 慎 悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長
	村 田 卓 則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	○ 鈴 木 洋 充	田原市 都市建設部 部長
	河 合 欽 史	田原市 防災局 防災対策課 課長

◎：委員長、○職務代理者

4. 田原市都市計画マスタープラン等改定庁内検討会議（令和5年度）

1) 開催の経緯

○第1回（令和5年7月28日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階302会議室

- ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
- ・田原市の将来人口について
- ・田原市における災害リスクについて
- ・施策状況の確認について

○第2回（令和5年12月1日） 書面開催

- ・誘導施策の確認について
- ・誘導施設の確認について

○第3回（令和6年1月18日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階300会議室

- ・改定版田原市都市計画マスタープランの改定について
- ・田原市立地適正化計画の改定について
- ・計画改定案の内容確認について

2) 庁内検討会議構成員

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	市民環境部 環境政策課長
福祉部 地域福祉課長	福祉部 高齢福祉課長	こども健康部 子育て支援課長
こども健康部 健康課長	農林水産部 農政課長	商工観光部 商工課長
商工観光部 観光課長	都市建設部 建設課長	都市建設部 維持管理課長
都市建設部 街づくり推進課長	都市建設部 建築課長	上下水道部 下水道課長
教育部 教育総務課長	教育部 生涯学習課長	